

大分県報

平成二十九年
四月一日
号外（五）

（土曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正……………

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十四号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の二」を「第四十四条」に、「第七款 削除」を「第七款 国民文化祭・障害者芸術文化祭局各課の分掌事務（第四十四条の二・第四十四条の三）」に改める。

第二条第一号中「第百五十八条」を「第百五十八条第一項」に改め、「設置された部」の下に「その他の内部組織（次章（第四条第六項の表の部長の項を除く。）において「部」という。）」を加え、同条第二号中「第百五十六条」を「第百五十六条第一項」に、「及び本庁」を「並びに本庁」に改める。

第三条第一項の表の企画振興部の項中

国際政策課

海外戦略班、国際交流班、パスポート班

国際政策課
芸術文化スポーツ
振興課

国際政策班、パスポート班
芸術文化企画班、芸術文化振興班、国際スポーツ誘
致・推進班

に、

を

平成二十九年四月一日

大分県報号外（規則）

一

め、同表の福祉保健部の項中

健康づくり支援課

管理・疾病対策班、健康寿命延伸班、母子保健班、
がん・難病対策班、健康危機管理班

健康づくり支援課

管理・疾病対策班、健康寿命延伸班、母子保健班、
がん・難病対策班、健康危機管理班

国保医療課

国保指導班、国保広域化推進班、保険医療指導班

スポーツ班、地域生活支援班、自立支援班、障害児支援班、精神保健福祉班」を「管理・計画班、施設支援班、自立・療育支援班、精神保健福祉班、地域生活・就労支援班、障害者スポーツ班」に改め、同表の生活環境部の項中「環境政策班、地球温暖化対策班、環境教育・リサイクル推進班」を「企画・温暖化対策班、うつくし作戦推進班」に、「食品安全・衛生課」を「食品・生活衛生課」に改め、「生活衛生班」の下に、「動物愛護班」を加え、「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に、「一般廃棄物班、産業廃棄物計画・調整班、産業廃棄物監視指導班」を「資源化推進班、計画・調整班、廃棄物監視指導班」に改め、同表の商工労働部の項中「産業情報化推進班」を「IT戦略推進班」に、「物産・フラッグショップ振興班、貿易振興班」を「貿易・物産・フラッグショップ班」に改め、同表の土木建築部の項中「予算管理第一班、予算管理第二班」を「企画管理第一班、企画管理第二班」に改め、同表に次のように加える。

国民文化祭・障害者芸術文化祭局	企画・広報課 事業推進課	企画・広報班 県事業班、市町村事業班、障害者芸術文化班
-----------------	-----------------	--------------------------------

第三条第二項の表の芸術文化振興課の部を次のように改める。

芸術文化スポーツ局	芸術文化振興課	企画班、事業推進班、国民文化祭準備班
観光・地域局	観光・地域振興課 交通政策課	観光企画班、国際観光班、地域磨き班 地域交通班、広域交通班

観光・地域局	観光・地域振興課 交通政策課	戦略・受入環境整備班、観光振興班、国際観光班 地域交通班、広域交通班
--------	-------------------	---------------------------------------

健康づくり支援課	管理・疾病対策班、健康寿命延伸班、母子保健班、 がん・難病対策班、健康危機管理班	を
----------	---	---

健康づくり支援課	管理・疾病対策班、健康寿命延伸班、母子保健班、 がん・難病対策班、健康危機管理班	に、「計画・
----------	---	--------

に改

を

芸術文化スポーツ振興課	ラグビーワールドカップ2019推進室	企画・施設調整班、広報・事業班
-------------	--------------------	-----------------

第三条第二項の表の健康づくり支援課の部を削り、同表の森林保全課の部の森林整備室の項中「県営林整備班」を「県営林管理第一班、県営林管理第二班」に改める。
 第四条第六項の表の部長の項の次に次のように加える。

局長	国民文化祭・障害者芸術文化祭局	上司の命を受け、局の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
----	-----------------	--------------------------------

第四条第六項の表中

局長	芸術文化スポーツ局 観光・地域局 防災局	上司の命を受け、局の事務を掌理する。
----	----------------------------	--------------------

局長	観光・地域局 防災局	上司の命を受け、局の事務を掌理する。
----	---------------	--------------------

表の主任医師の項の次に次のように加える。

社会参加推進監	障害福祉課	上司の命を受け、障害者の社会参加推進に関する事務を処理する。
---------	-------	--------------------------------

第四条第六項の表の産業企画監の項中「工業振興課」を「商工労働企画課」に、「ものづくり産業の」を「産業振興政策の立案及び」に改め、同表の情報政策監の項中「情報政策監」を「IT戦略監」に、「産業、地域の情報化及び電子自治体の」を「IT戦略の立案及び」に改め、同表の企画調整監の項中「部」を「土木建築部」に改める。

第六条中第二号を削り、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十七号中「部及び」を削り、同号を同条第十六号とする。

第十二条中第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、同条第十八号中「企画振興部」の下に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭局」を加え、同号を同条第二十号とし、同条中第十一号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「地域自立・活性化交付金」を「社会資本整備総合交付金」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号の次に次の二号を加える。

十 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行に関すること

十一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）に関すること
 第十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。
 第十六条を削り、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（芸術文化スポーツ振興課の分掌事務）

第十四条 芸術文化スポーツ振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 芸術文化行政に係る総合企画及び連絡調整に関すること
- 二 県民の余暇利用に関すること
- 三 芸術文化施設整備の推進に関すること
- 四 大分県立美術館に関すること
- 五 大分県立美術館及び大分県立総合文化センターにより構成される芸術文化ゾーンを拠点とした芸術文化の振興等に関すること
- 六 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団に関すること（国際政策課の所掌に係る事項を除く。）
- 七 芸術文化関係諸団体に関すること
- 八 地域活性化につながるスポーツの振興に関すること
- 九 ラグビーワールドカップ2019推進室の庶務に関すること
- 十 その他県民の芸術文化振興に関すること
- 第十一条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。
- 十二 訪日教育旅行の推進に関すること
- 第十二条中第二十一号を削り、第二十二号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号を削り、第二十八号を第二十六号とし、同条の次に次の一条を加える。

（国保医療課の分掌事務）

第二十条の二 国保医療課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 市町村等の国民健康保険事業運営の指導監督に関すること
- 二 保険医療機関等の保険診療の指導監督に関すること
- 三 大分県国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること
- 四 その他国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の施行に関すること
- 五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関すること
- 第二十一条の四中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下

げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）の施行に關すること
第二十二條の二第三号及び第十号中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、同条第十二号中「施行に關する」の下に「事務のうち、県民への普及啓発に關する」を加え、同条第十三号から第十七号までを削り、同条第十八号中「、廃棄物の減量及び資源の有効活用」を削り、同条を同条第十三号とし、同条第十九号を削り、第二十号を第十四号とし、第二十一号を第十五号とする。

第二十三條中第二十七号を第三十号とし、第九号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同条の次に次の二号を加える。

十 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の施行に關すること

十一 消費者教育の推進に關する法律（平成二十四年法律第六十一号）の施行に關すること

第二十三條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 女性の職業生活における活躍の推進に關する法律（平成二十七年法律第六十四号）の施行に關すること

第二十三條の二に次の一号を加える。

六 再犯の防止等の推進に關する法律（平成二十八年法律第百四号）の施行に係る総合調整に關すること

第二十三條の三（見出しを含む。）中「食品安全・衛生課」を「食品・生活衛生課」に改める。

第二十三條の四第四号中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、同条中第三十四号を第三十五号とし、第十八号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 特定特殊自動車排出ガスの規制等に關する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に關すること

第二十三條の五の見出し中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、同条中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、第十三号を第二十号とし、第十二号を第十九号とし、第十一号を第十八号とし、同条第十号中「適正処理」の下に「及び減量並びに資源の有効活用」を加え、同条を同条第十七号とし、同条第九号中「禁止」の下に「及び自動者等の放置に對する措置」を加え、同条を同条第十六号とし、同条第八号を同条第十五号とし、同条第七号中「廃棄物」を「資源の循環的な利用及び廃棄物」に改め、同条を同条第十四号と

し、同条第六号を同条第十二号とし、同条の次に次の一号を加える。

十三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に關する法律（平成二十四年法律第五十七号）の施行に關すること

第二十三條の五中第五号を第十号とし、同条の次に次の一号を加える。

十一 使用済自動車の再資源化等に關する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に關すること

第二十三條の五中第四号を第七号とし、同条の次に次の二号を加える。

八 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）の施行に關すること

九 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に關する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に關すること

第二十三條の五第三号の次に次の三号を加える。

四 資源の有効な利用の促進に關する法律の施行（うつくし作戦推進課の所掌に係る事項を除く。）に關すること

五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に關する法律（平成七年法律第百二十五号）の施行に關すること

六 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の施行に關すること

第二十四條の二第四号及び第二十四條の三第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第二十六條第十四号中「こと」の下に「（港湾課の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第三十條第四号中「及び園芸振興室」を削り、同条第七号中「広域普及指導員に限り、」を「おおいたブランド推進課、林務管理課及び」に改める。

第三十五條第十一号中「林業普及指導活動」の次に「のうち、森林・木材及びきのこ」を加える。

第三十九條中第十六号を第十七号とし、第一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 土木建築部に係る行政の総合企画及び調整に關すること（建設政策課の所掌に係る事項を除く。）

第三十九條の二第一号中「総合企画」を「技術的な企画」に改め、同条第十五号中「地域再生基盤強化交付金」を「まち・ひと・しごと創生交付金」に改める。

第四十一條の二中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

第四十三条の四中第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関すること

第四十四条の二を削る。

第二章第三節第七款を次のように改める。

第七款 国民文化祭・障害者芸術文化祭局各課の分掌事務

（企画・広報課の分掌事務）

第四十四条の二 企画・広報課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民文化祭・障害者芸術文化祭局に係る行政の総合企画及び連絡調整に関すること

二 国民文化祭・障害者芸術文化祭局に係る行政の調査及び研究に関すること

三 国民文化祭・障害者芸術文化祭局に係る組織及び定数に関すること

四 国民文化祭・障害者芸術文化祭局に係る人事及び予算の総括に関すること

五 国民文化祭・障害者芸術文化祭局に係る安全衛生の連絡調整に関すること

六 第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭の総合企画及び連絡調整に関すること

七 第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭の広報、おもてなし及びボランティアに関すること

八 第三十三回国民文化祭大分県実行委員会、第十八回全国障害者芸術・文化祭実行委員会に関すること

九 国民文化祭・障害者芸術文化祭局各課の連絡調整に関すること

十 国民文化祭・障害者芸術文化祭局中他課の所管に属しないこと

（事業推進課の分掌事務）

第四十四条の三 事業推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭の事業の推進に必要な総合企画及び連絡調整に関すること

二 第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭の開幕行事及び閉幕行事に関すること

三 第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭の芸術文化ゾーン事業に関すること

四 第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭に関する芸術文化関係団体、障害者関係団体等との連絡調整に関すること

五 第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭に関する市町村及び市町村実行委員会との連絡調整に関すること

六 第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭のプレイベントに関すること

七 第三十三回国民文化祭大分県実行委員会、第十八回全国障害者芸術・文化祭実行委員会の国民文化祭企画会議に関すること

八 第三十三回国民文化祭大分県実行委員会、第十八回全国障害者芸術・文化祭実行委員会の全国障害者芸術・文化祭企画運営委員会に関すること

九 その他第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭の準備に関すること

第四十四条の六に次の一号を加える。

四 地域再生法の施行に関すること（建設政策課の所掌に係る事項を除く。）

第四十四条の七を次のように改める。

（ラグビーワールドカップ2019推進室の分掌事務）

第四十四条の七 ラグビーワールドカップ2019推進室においては、ラグビーワールドカップ2019大分開催に関する事務をつかさどる。

第四十四条の八中第五号から第八号までを削り、第九号を第五号とする。

第四十四条の十二を次のように改める。

第四十四条の十二 削除

第四十四条の十八第七号を削る。

第四十四条の二十一に次の一号を加える。

五 県民の森に関すること

第四十四条の二十二第五号を削る。

第六十一条第一項の表の大分県税務所の部の自動車税管理室の項中「課税第一班、課税第二班」を「課税班」に改める。

第六十二条の七中「物産観光課」を「おんせん県おおいた課」に改める。

第六十八六条の表の日土木事務所の部の建設課の項中「道路班」を「道路第一班、道路第二班」に改める。

別表の企画振興部の部の芸術文化振興課の款中「芸術文化振興課」を「芸術文化スポーツ振興課」に改め、同表の福祉保健部の部の福祉保健企画課の款の大分県保健所運営協議会の項中「第十一条第一項」を「第十一条」に改め、同部の健康づくり支援課の款の大分県がん対策推進協議会の項第一号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同部の健康

づくり支援課国保医療室の款中「健康づくり支援課国保医療室」を「国保医療課」に改め、同款の国民健康保険審査会の項の次に次のように加える。

大分県国民健康保険運営協議会

- 一 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。次号において「改正法」という。）附則第七条の規定による大分県国民健康保険運営方針の作成に関する事項を審議すること
- 二 改正法第四条の規定による改正後の国民健康保険法第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項を審議すること

別表の生活環境部の食品安全・衛生課の款中「食品安全・衛生課」を「食品・生活衛生課」に改め、同部の廃棄物対策課の款中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、同部の農林水産部の部の団体指導・金融課の款中「第三百三十一条及び第四百四十三条の二」を「第四百四十三条の二第二項」に改め、「農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに」を削り、「、保険料金」を「及び共済金額」に、「等に関する」を「その他同法の運用に関する重要事項の」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(大分県予算規則等の一部改正)
- 2 大分県予算規則（昭和三十九年大分県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「部の長」を「部その他の内部組織の長」に改める。
- 3 大分県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年大分県規則第二号）の一部を次のように改正する。
第四条第五項中「廃棄物対策課長」を「循環社会推進課長」に改める。
- 4 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年大分県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改める。
- 5 次に掲げる規則の規定中「部、」を「部その他の内部組織、」に改める。
 - 一 大分県保有財産規則（昭和三十九年大分県規則第二十八号）第二条第二号
 - 二 大分県職員宿舍規則（昭和三十九年大分県規則第八十一号）第二条第三号

- 三 大分県債権管理規則（昭和四十年大分県規則第六十号）第二条第四号
- 四 大分県用品取扱規則（昭和三十五年大分県規則第二十五号）第一条の二第一号

平成二十九年四月一日

大分県報号外（規則）